第明三治種三郵十便五物年認三可月十日

1　平成27年2月3日　火曜日　官　報　（号外第25号）

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務一二三）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同一四）　四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責、再生関係　五
特殊法人等
　独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認関係　五
地方公共団体
　解散命令、行旅死亡人関係　五
会社その他　五
会社決算公告　六〇

告示

○総務省告示第十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十七年二月三日

総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　福島県会津若松市門田町大字一ノ堰字土手外10－1 (261.40) (2)　福島県大沼郡会津美里町藤家舘字稲岡532 (283.50)	北緯37度27分01秒東経139度53分06秒の地点と北緯37度26分53秒東経139度52分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯37度26分50秒東経139度52分38秒の地点と北緯37度26分21秒東経139度51分25秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　岩手県宮古市田老大字摂待第11地割字三向20 (512.90) (2)　岩手県下閉伊郡岩泉町鼠入第６地割字中山58－15 (927.60)	北緯39度46分35秒東経141度56分07秒の地点と北緯39度46分36秒東経141度55分47秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度46分36秒東経141度55分39秒の地点と北緯39度46分37秒東経141度55分32秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度46分56秒東経141度50分14秒の地点と北緯39度46分56秒東経141度50分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度47分05秒東経141度47分41秒の地点と北緯39度47分06秒東経141度47分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　岩手県宮古市築地２－２－39 (80.10) (2)　岩手県宮古市田代字亀ヶ森国有林75林班子班 (1042.60)	北緯39度38分31秒東経141度57分35秒の地点と北緯39度38分32秒東経141度57分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度38分35秒東経141度57分27秒の地点と北緯39度38分38秒東経141度57分21秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度38分38秒東経141度57分20秒の地点と北緯39度38分46秒東経141度57分06秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度38分47秒東経141度57分03秒の地点と北緯39度39分35秒東経141度55分34秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度40分18秒東経141度54分15秒の地点と北緯39度40分22秒東経141度54分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度40分52秒東経141度53分11秒の地点と北緯39度40分54秒東経141度53分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯39度43分18秒東経141度48分38秒の地点と北緯39度43分22秒東経141度48分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯39度43分24秒東経141度48分27秒の地点と北緯39度43分29秒東経141度48分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域